

第14号議案

令和2年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団
- 2 年間総給水量 425,000,000m³
- 3 一日平均給水量 1,164,383m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	3,282,310千円
(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,300,762千円
(3) 施設改良事業		事業費	8,156,821千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		35,351,508千円
第1項 営業	収益		31,620,480千円
第2項 営業外	収益		3,658,156千円
第3項 特別	利益		72,872千円
	支	出	
第1款 事業	費用		33,395,072千円
第1項 営業	費用		28,601,588千円

第2項 営業外費用	4,790,484千円
第3項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,633,729千円は、当年度分損益勘定留保資金8,472,948千円、過年度分留保資金6,681,781千円及び減債積立金2,479,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10,186,632千円
第1項 企業債	4,357,000千円
第2項 国庫支出金	1,094,103千円
第3項 工事負担金	376,351千円
第4項 他会計出資金	2,899,516千円
第5項 他会計貸付金償還金	642,940千円
第6項 他会計補助金	405,066千円
第7項 雑収入	411,656千円

支 出

第1款 資本的支出	27,820,361千円
第1項 建設改良費	16,136,295千円
第2項 建設利息	125,202千円
第3項 償還金	11,553,864千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
犬山浄水場始め3浄水場運転管理業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	1,189,635千円
豊田浄水場旧脱水機棟撤去工事	令和3年度	21,000千円
津島幹線送水管布設工事	令和3年度	126,000千円
豊橋南部浄水場導水ポンプ設備設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	971,850千円
豊橋南部浄水場送水ポンプ設備設置工事	令和3年度	157,483千円
豊橋城下線送水管布設工事	令和3年度	757,337千円
犬山浄水場沈澱池電気設備改良工事	令和3年度から 令和4年度まで	787,640千円
犬山供給点始め3供給点計装設備改良工事	令和3年度	5,311千円
尾張水道事務所始め2事務所空調設備改良工事	令和3年度	43,350千円
西春線送水管布設工事	令和3年度	80,316千円
犬山浄水場活性炭注入設備改良工事	令和3年度から 令和4年度まで	1,013,260千円
犬山浄水場始め2浄水場防護柵改良工事	令和3年度	15,475千円
尾張東部浄水場薬品注入設備改良工事	令和3年度から 令和4年度まで	296,112千円

尾張東部浄水場耐震補強工事	令和3年度	137,269千円
第2美浜線始め4送水管電気防食設備改良工事	令和3年度	33,969千円
美浜線送水管布設工事	令和3年度	200,000千円
幸田浄水場導水ポンプ設備改良工事	令和3年度から 令和4年度まで	345,100千円
幸田浄水場電気設備改良工事	令和3年度から 令和4年度まで	507,333千円
刈谷第2供給点始め5施設耐震補強工事	令和3年度	8,160千円
知立線送水管移設工事	令和3年度	416,010千円
豊川浄水場送水ポンプ設備改良工事	令和3年度	117,000千円
豊川浄水場流量計改良工事	令和3年度	2,074千円
木曾川水系水質監視設備改良工事	令和3年度	15,000千円
水道災害活動拠点築造工事	令和3年度	75,000千円
犬山浄水場始め4浄水場耐震補強調査業務委託	令和3年度	243,349千円
日光川第1水管橋耐震補強調査業務委託	令和3年度	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的	建設事業費及び施設費
2 限度額	4,357,000千円
3 起債の方法	普通貸借又は債券発行
4 利率	9.0%以内
5 償還の方法	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	2,690,551千円
2 交際費	74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、550,683千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,284,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
水道用施設	配水設備	一 式	譲 与

令和2年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章

第15号議案

令和2年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 給水事業所数 | 370か所 |
| 2 | 年間総給水量 | 438,315,360m ³ |
| 3 | 一日平均給水量 | 1,200,864m ³ |
| 4 | 主要な建設改良事業 | |

(1)	愛知用水工業用水道第4期事業	尾張東部浄水場関係建設工事	事業費	334,751千円
(2)	東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	313,627千円
(3)	豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	277,110千円
(4)	施設改良事業		事業費	6,392,960千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,833,411千円
第1項 営業	収	益	13,989,501千円
第2項 営業外	収	益	1,843,910千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	13,488,988千円
第1項 営業	支	費	12,213,811千円

第2項 営業外費用 1,272,177千円

第3項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,354,305千円は、当年度分損益勘定留保資金3,592,696千円、過年度分留保資金3,603,609千円、減債積立金1,402,000千円及び建設改良積立金756,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,525,425千円
第1項 企業債	3,697,000千円
第2項 国庫支出金	613,700千円
第3項 工事負担金	120,808千円
第4項 他会計出資金	966,960千円
第5項 他会計借入金	126,955千円
第6項 雑収入	2千円
支 出	
第1款 資本的支出	14,879,730千円
第1項 建設改良費	8,054,662千円
第2項 建設利息	4,210千円
第3項 償還金	6,815,858千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上野浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	240,025千円
花本線配水管布設工事	令和3年度	101,850千円
森岡取水場導水ポンプ設備設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	723,887千円
豊橋南部浄水場導水ポンプ設備設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	557,650千円
豊橋南部浄水場沈澱池機械設備設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	392,746千円
豊橋南部浄水場天日乾燥床設備設置工事	令和3年度	161,333千円
豊橋南部浄水場配水ポンプ設備設置工事	令和3年度から 令和4年度まで	228,600千円
九号地線配水管布設工事	令和3年度	382,767千円
大同築地線配水管布設工事	令和3年度	151,000千円
安城浄水場計装設備改良工事	令和3年度	57,201千円
第2北部幹線配水管布設工事	令和3年度から 令和4年度まで	1,616,876千円
蒲郡浄水場電気設備改良工事	令和3年度	330,820千円
二川幹線配水管移設工事	令和3年度	176,775千円

尾張水道事務所始め2事務所空調設備改良工事	令和3年度	14,450千円
木場海底配水管電気防食設備改良工事	令和3年度	9,000千円
尾張東部浄水場電気防食設備改良調査業務委託	令和3年度	11,000千円
安城浄水場沈澱池機械改良調査業務委託	令和3年度	20,647千円
蒲郡浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和3年度	18,898千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 愛知用水工業用水道第4期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 3,697,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	900,349千円
2 交際費	74千円

(他会計からの補助金)

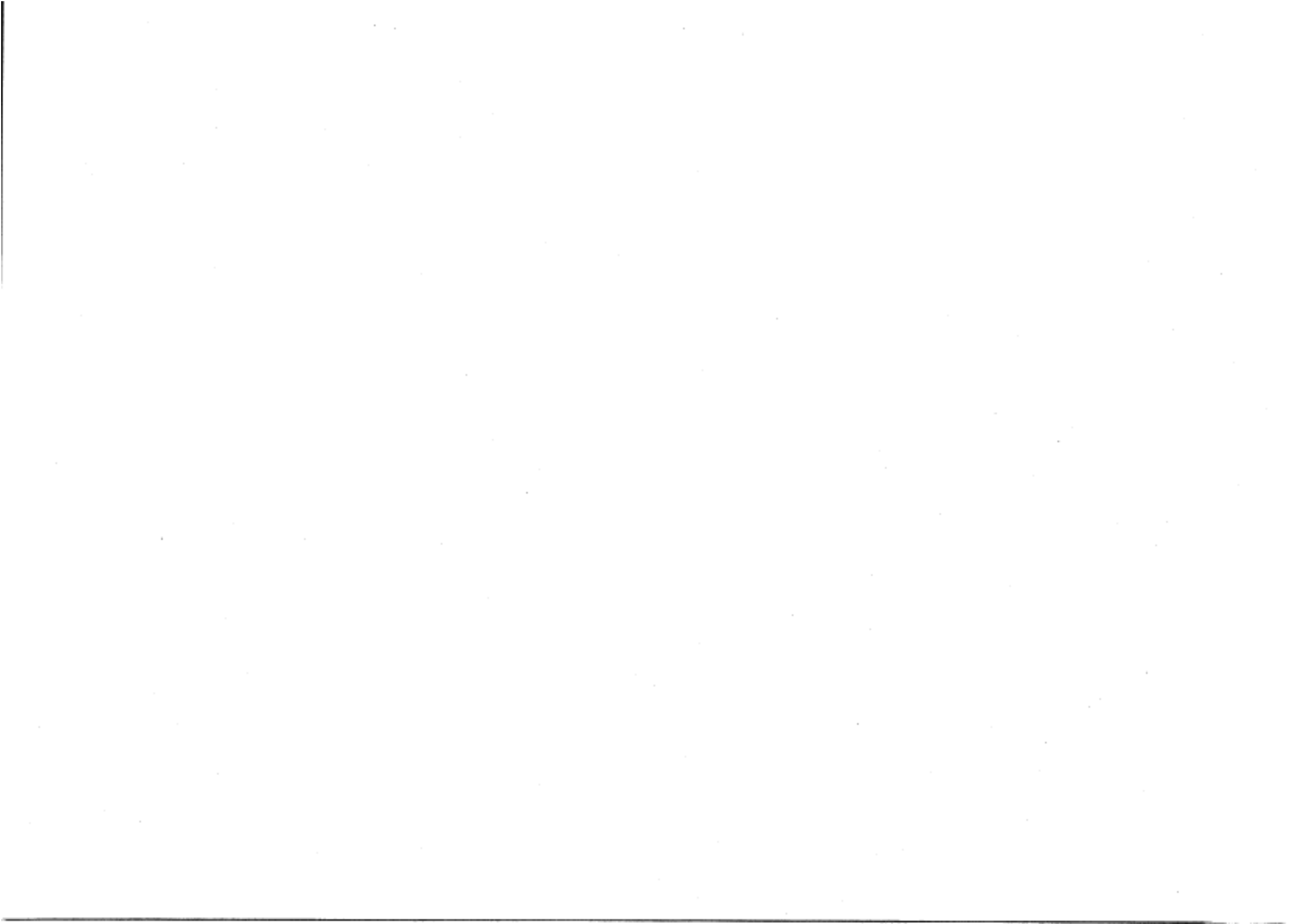
第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、373,441千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、155,000千円と定める。

令和2年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章



第16号議案

令和2年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	2,147,000㎡
2 買収宅地	490,000㎡
3 宅地造成	96,000㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		47,385,427千円
第1項 営業収益		47,245,261千円
第2項 営業外収益		140,166千円
支 出		
第1款 事業費		42,804,990千円
第1項 営業費用		40,872,118千円
第2項 営業外費用		1,929,872千円
第3項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,132,131千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	15,706,576千円
第1項 企 業 債	7,700,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金	7,855,630千円
第3項 受 託 事 業 収 入	148,605千円
第4項 雑 収 入	2,341千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	19,838,707千円
第1項 宅 地 造 成 費	19,832,020千円
第2項 建 設 利 息	1,687千円
第3項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
岩倉川井野寄地区造成工事	令和3年度から 令和4年度まで	882,300千円
長久手公園地区造成工事	令和3年度から 令和4年度まで	1,430,000千円
御津2区道路築造工事	令和3年度	120,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 7,700,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 976,212千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	490,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	2,103,000㎡	売 却
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	5か所	譲 与

令和2年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章